

公開買付・開示関連の 改正政省令公布

制度調査部
横山 淳

2004年証券法改正

【要約】

金融庁は、今年の証券法改正に伴う開示関連の細目を定めた政省令を11月12日、21日に公布した。具体的な制度見直しの内容は、投信等の目論見書を「交付目論見書」と「請求目論見書」に区分する、目論見書の交付義務免除の範囲拡大、などである。改正証券法の主要部分に併せて、政省令も2004年12月1日から施行される。

金融庁は、2004年11月12日、21日に下記の政省令を公布した。

証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

これは今年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」の主要部分が12月1日に施行されるのを受け、主に開示関連の細目を定める内閣府令などの改正を行うものである。

今回公表された内閣府令による改正事項は多岐にわたるが、その主な内容をまとめると次のようになる。

項目	概要	関連条文	備考
投資信託等の目論見書	次の二つの目論見書に区分する。 「交付目論見書」必ず交付しなければならないもの 「請求目論見書」交付請求があったときに交付すればよいもの	証券法 13 特定有価証券開示府令 15～16 の 3、第四号様式など	各目論見書の主な記載事項は次の通り 交付目論見書 : 証券情報（発行価格、申込手数料、申込期間など）、ファンド情報（ファンドの性格、投資方針、投資リスクなど） 請求目論見書 : ファンドの詳細情報（ファンドの沿革、手続等、管理及び運営など）



項目	概要	関連条文	備考
投資信託等の目論見書	対象となる有価証券は次のもの 投資信託の受益証券 外国投資信託の受益証券 投資法人（会社型投資信託）の投資証券・投資法人債券 外国投資証券	証取法施行令 3 の 2	
発行価格等決定時の訂正目論見書交付義務免除	ブックビルディング方式による募集等に当たっては、一定の手續に従えば、目論見書には発行価格等を未定とした上で、発行価格決定時の訂正目論見書の交付義務が免除される。	証取法 15	
	前記の手續は、具体的には次の通り。 目論見書に発行価格等は決定後に公表する旨と公表方法を明記する。 実際にその公表方法に従って公表が行われる。 その公表方法は次のいずれかによる。 日刊新聞紙 2 紙以上に掲載 日刊新聞紙 1 紙及び発行者等のホームページに掲載	開示府令 14 の 2	決定した発行価格等のホームページでの公表について、当初案では「発行者又は引受証券会社」のホームページとされていたが、最終的な開示府令では、「発行者又はその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者」のホームページと変更されている。
TOB 対象有価証券の範囲拡大	TOB の対象有価証券に次のものを加える。 無議決権株式であっても議決権株式への転換請求権があるもの 投資法人（会社型投信）の投資証券等	証取法施行令 6 公開買付府令 2	
TOB の「1/3 ルール（強制的公開買付制度）」の適用除外要件の拡大	「著しく少数の者」（60 日間 10 人以下）からの買付けに該当するか否かの判定に当たって、60 日以内の TOB による買付者はカウントしない。	証取法施行令 7	「著しく少数の者」からの買付けであれば、買付け後の株券等所有割合が 1/3 以下の場合、TOB 手續が免除される。
	「著しく少数の者」からの買付けであれば、次の要件を充たせば TOB 手續は不要。 営業譲渡の場合 （自己名義のみでなく）特別関係者を含めて議決権を 1/2 以上所有している場合	証取法施行令 7	「著しく少数の者」からの買付けであっても、買付け後の株券等所有割合が 1/3 超となる場合、原則として TOB 手續が必要。今改正は、その例外となるケースを拡大したものの。

項目	概要	関連条文	備考
公開買付開始公告の記載内容	公開買付開始公告の記載内容に次の事項が加えられる。 公告日における公開買付者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合との合計 買付予定株券に係る議決権数が発行会社の総議決権数に占める割合	公開買付府令 10	当初案では「買付け等の前」の株券等所有割合などの開示が求められていた。最終的な公開買付府令では「公告日」における株券等所有割合などの開示に変更された。 それに併せて、記載の位置・順序等も整理され直した。
公開買付期間の延長	公開買付期間の延長のみの条件変更で、他の買付条件に変更はない場合の延長期間を弾力化	公開買付府令 22	本来は、買付条件の変更から最低 10 日間の買付期間を確保しなければならない。
組合理型ファンド	開示様式の整備	有価証券届出書(6 号の 2~3 様式) 有価証券報告書(9 号の 2~3 様式) 半期報告書(12 号の 2~3 様式)	当初案から、一部、語句等の修正が行われている。
	私募の要件の整備(組合契約の転売制限)	定義府令 5~7	
	適用除外対象(一定の役員・従業員持株会等)	証取法施行令 1 の 3 の 2 定義府令 2 の 3	適用除外となる役員・従業員持株会の定義に一部修正あり。
募集等の届出要件	発行価額等が 1 億円を超えるか否かの判断は、過去 1 年間(現行は 2 年間)の募集等を通算して行う。	開示府令 2 など	有価証券届出書の提出義務は、原則として、発行価額等が 1 億円以上の場合に課される。
有価証券届出書等の記載事項	有価証券届出書(2 号の 4 様式)の記載事項を次のように変更する。 グリーンシート銘柄の場合、「特別利害関係者等の株式等の移動状況」・「第三者割当等の概況」に代えて、最近事業年度末日の 2 年前の日から届出書提出日までの株式の「月別売買高」、「月別最高・最低株価」を記載する。 「株主の状況」として、上位 50 名程度(現行は 100 名程度)の株主について記載する。その際、個人株主の住所については上位 10 名を除き「市区町村」までの記載でよい。	開示府令 2 号の 4 様式 記載上の注意(11) 同(14)bc など	